

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の社会的使命とその理念実現のために、加盟クラブ相互の研鑽に努め、わが国における地域社会に根ざしたサッカークラブの普及と発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. サッカー競技の研究及び指導に関すること
2. U-18年代及びU-15年代のクラブユースサッカー大会の実施に関すること
3. 加盟クラブの競技力水準の向上に必要な事業に関すること
4. 加盟クラブ相互の協力関係の強化に関すること
5. 将来性豊かな選手の育成に関すること
6. クラブサッカーにおける一貫指導の啓発及び普及に関すること
7. クラブサッカーに関する情報収集及び伝達に関すること
8. 事業に関する公式記録の作成及び保管に関すること
9. その他この法人の目的達成に必要な事業に関すること

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 組 織

(統轄)

第6条 この法人は、加盟団体を統轄するものとする。

(加盟団体必要事項)

第7条 加盟団体について必要な事項は、理事会が定める。

② 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

(加盟団体)

第8条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

(1) (地域連盟)

この法人における地域連盟とは、次に掲げる都道府県により構成される地域の加盟クラブにより、それぞれこの法人の目的に賛同して結成された9つのクラブユースサッカー連盟とする。

1. 北海道 (北海道)
2. 東 北 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
3. 関 東 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
4. 北信越 (長野・新潟・富山・石川・福井)
5. 東 海 (静岡・愛知・三重・岐阜)
6. 関 西 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)
7. 中 国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口)
8. 四 国 (香川・徳島・愛媛・高知)
9. 九 州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

(2) (都道府県連盟)

この法人における都道府県連盟とは、各都道府県におけるクラブサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この法人の目的に賛同した連盟とする。

(加盟クラブ)

第9条 この法人における加盟クラブとは、公益財団法人日本サッカー協会規程に従い加盟登録し、かつ、定められた期限までに所管の都道府県連盟および地域連盟の次のいずれかのカテゴリーに加盟登録したクラブとする。

1. U-18 所属する選手が18歳未満のクラブ
 2. U-15 所属する選手が15歳未満のクラブ
- ② 前項に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。
- ③ 加盟クラブは、第3条の目的に賛同し、第4条の事業を達成するための条件を備えたクラブでなければならない。

(組織規程)

第10条 この法人の組織に関するその他の事項は、別に定める規程に従う。

第3章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員9名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

② 評議員の候補者は、改選期前事業年度終了時に各地域連盟に所属する加盟クラブ数を基準として、次の区分に従って各地域連盟が推薦する。

加盟クラブ数が300以上の地域連盟・・・・・・・・・・3名

同100から299の地域連盟・・・・・・・・・・2名

同99以下の地域連盟・・・・・・・・・・1名

③ 評議員会は、前項の推薦を受けた候補者のほか、必要に応じて有識者の中から評議員を若干名選任することができる。

④ 各地域連盟は、選任した評議員がその任期中に退任せざるを得なくなったときに備えて、あらかじめ補欠の評議員の候補者を推薦することができる。

⑤ 前項の推薦があったときは、評議員会の決議により補欠の評議員の選任を行う。

⑥ 前項の決議は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の職務及び権限)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款で定める事項につき承認を行うほか、理事会の諮問に応じて助言を行う。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

③ 評議員は、この定款に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員の報酬は、無報酬とする。

② 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 評議員会

(評議員会の構成)

第16条 この法人に評議員会を設置する。

② 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第17条 評議員会は、次の事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する事項に限り決議することができるものとする。

1. 理事及び監事の選任及び解任
2. 理事及び監事の報酬等並びに評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準の承認
3. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
4. 定款の変更
5. 事業の全部又は一部の譲渡
6. 法人の継続
7. 合併契約の承認
8. 残余財産の処分
9. 理事及び監事が評議員会に提出し、又は提出した資料を調査する者の選任
10. 評議員による招集の請求により招集された評議員会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
11. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時開催する。

(評議員会の招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

② 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集通知)

第20条 会長は、評議員会の日日の14日前までに、その評議員会の目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第22条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって行わなければならない。

1. 監事の解任
2. 定款の変更
3. 事業の全部又は一部の譲渡
4. 法人の継続
5. 合併契約の承認
6. その他法令で定められた事項

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第5章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 9名以上19名以内
 2. 監事 2名
- ② 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き2名以内を副会長、1名以内を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。
- ③ 第2項の会長を法人法上の代表理事とする。
- ④ 副会長、専務理事及び常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第25条 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から

選定する。

- ② 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が予め定めた順位に従い、その職務を代行する。
- ④ 専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき、業務を執行する。

(理事及び監事の選任及び解任)

第26条 理事は、次に掲げる区分に従い、評議員会の決議によって選任する。

1. 各地域連盟から推薦された者 各地域連盟につき1名
2. 学識経験者 若干名
3. 事務局長 1名

- ② 監事は、評議員会の決議によって選任する。
- ③ 理事及び監事は、この定款の定めに従い、評議員会の決議によって解任することができる。
- ④ 前項の場合においては、解任の決議を行う評議員会において、その理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(特任理事)

第28条 代表理事は、連盟の運営を円滑に行なうため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事（以下「特任理事」という。）を若干名置くことができる。

- ② 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- ③ 特任理事の任期は、第32条の規定にかかわらず、任務の完了までとする。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(名誉役員等)

第30条 この法人に、名誉会長、相談役及び参与を置くことができる。

- ② 名誉役員等は、理事会の推薦により、評議員会の決議を経て会長が委嘱する。

- ③ 名誉役員等は、会長及び理事会の諮問に応じることができる。
- ④ 名誉会長は、会長職を務め、理事会で承認された者とする。
- ⑤ 相談役は名誉会長職を務め、理事会で承認された者とする。
- ⑥ 参与は、理事職に4年以上在職し、理事会で承認された者とする。
- ⑦ 名誉役員等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- ② 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- ③ 前各号に定めるもののほか、事務局に関する規定は、別に定める規程に従う。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員に対する報酬等)

第33条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬等を支給することができる。

- ② 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員規程)

第34条 役員に関するその他の規定は、別に定める規程に従う。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を設置する。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

1. 評議員会の招集に関する事項
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事等の選定及び解職
3. 重要な財産の処分及び譲り受け
4. 多額の借財
5. 重要な使用人の選任及び解任
6. 重要な組織の設置、変更及び廃止
7. その他この法人の業務の執行に関する事項（評議員会の決議を要する事項を除く。）

(招 集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- ② 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- ③ 理事会を招集するときは、会長は各理事及び監事に対して付議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の10日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得てこの期間を短縮することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- ② 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議長は、副会長がその職務を代行するものとする。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。会長が出席しなかった場合は、出席した理事及び監事が前項の議事録に署名又は記名押印する。
- ③ 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備えおくものとする。

第7章 常務理事会

(構成)

第41条 常務理事会は会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。

(開催)

第42条 常務理事会は会長が招集して原則として隔月に開催し、会長が議長となる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行するものとする。

(権限)

第43条 常務理事会は理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる案件、また会長が常務理事会に付議すべきと判断した案件を審議、決定する。

- ② 常務理事会の審議・決定事項は直後に開催される理事会に報告し、必要な事項については承認を得るものとする。

(議事録)

第44条 常務理事会の議事については、議事録を作成する。

- ② 会長及び出席した理事の中から1名以上が前項の議事録に署名または記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第45条 この法人に委員会を設置する。

- ② 委員会及びその組織及び運営に関する事項は、別に定める規程に従う。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 この法人の事業遂行に要する経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

1. 加盟登録料
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他の収入

(剰余金の分配の制限)

第47条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算書については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- ② 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第50条 この法人の事業の遂行上必要があるときは、理事会の承認を経て特別会計を設けることができる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更するには、評議員会の決議によらなければならない。

- ② 法人法第200条第1項の規定にかかわらず、この定款の第3条、第4条及び第12条については、前項の規定に従いこれを変更することができる。

(解 散)

第52条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

(改正)

平成24年5月28日

平成30年5月21日

承認日 令和7年11月10日／施行日 令和8年5月27日

尚、定款第12条（評議員の選任及び解任）記載の評議員数改定は
現評議員任期満了後の令和10年5月31日から実施する